

平成30年第2回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成30年6月1日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成30年6月1日 9時30分			議長	品川義則
及び宣告	散会	平成30年6月1日 11時05分			議長	品川義則
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	鳥飼勝美	出
	4番	栗野久明	出	11番	大山勝代	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧蘭綾子	出	13番	品川義則	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員		4番	栗野久明		5番	久保山義明
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 藤田和彦		（係長） 久保山晃治		（書記） 川添紫
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也		産業振興課長		毛利博司
	副町長	酒井英良		まちづくり課長		内山十郎
	教育長	大串和人		定住促進課長		長野一也
	総務企画課長	熊本弘樹		建設課長		古賀浩
	財政課長	平野裕志		会計管理者		酒井智明
	税務課長	寺崎博文		教育学習課長		井上克哉
	住民課長	吉田茂喜		こども課保育園長		高木久幸
	健康福祉課長	中牟田文明		産業振興課参事		寺崎一生
	こども課長	平川伸子		まちづくり課図書館長		天本洋一
議事日程		別紙のとおり				
会議に付した事件		別紙のとおり				
会議の経過		別紙のとおり				

会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 町政報告
提案理由説明 |
| 日程第 4 | 議案第22号 基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第20号 基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例
の制定について |
| 日程第 6 | 議案第24号 基山町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定について |
| 日程第 7 | 議案第21号 基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化
のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第23号 基山町税条例等の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第25号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び
同組合理約の変更について |
| 日程第10 | 議案第26号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第27号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第28号 平成30年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第14 | 報告第3号 基山町土地開発公社の事業報告について |

～午前 9 時30分 開会～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより平成30年第 2 回基山町議会定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（品川義則君）

日程第 1．会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、栗野久明議員と久保山義明議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（品川義則君）

日程第 2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から 8 日までの 8 日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第 3 町政報告

○議長（品川義則君）

日程第 3．町政報告を議題とし、町政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は平成30年第 2 回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」外 3 件、指定管理者案件が「基山町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定について」、協議案件が「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について」、予算案件につきましては、補正予算関係が「平成30年度基山町一般会計補正予算（第 2 号）」外 2 件となっております。これらについて御提案申し上げ、御審議いた

だきたいと考えているところでございます。

また、報告案件として「基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」外1件をお願いいたしております。

それでは、早速でございますが、町政報告に移らせていただきます。

まず、町長懇談会についてでございます。

5月12日から各区、各団体等の御意見をお聞きする町長懇談会を開催しています。懇談会では、地域の課題等について町民の皆様方からの御意見や要望などをいただいております、今後検討し、町政に反映させていきたいと考えております。

次に、消防団関係についてでございます。

基山町消防団恒例の入退団式を4月1日に基山町総合体育館で実施しました。本町消防団は、町民の方々の御協力により、6名の退団者に対し、7名の新入団員と1名の支援団員を補充することができました。また、消防団員活動に必要な規律ある統制、消防技術の向上を図ることを目的に、教養訓練を5月13日、若基小学校グラウンドで実施しました。訓練当日は、鳥栖・三養基地区消防事務組合の消防職員から指導を受け、ホースの延長訓練や各個訓練、通常点検を行いました。

次に、防災パトロールについてでございます。

5月28日に雨季を前にした防災パトロールを関係機関と実施しました。土取り現場や危険箇所等の状況把握を行いました。今後も、雨季等の災害対応に万全を期してまいります。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

旧役場跡地における子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業につきましては、4月12日の臨時議会にて、町とタウンプランニング株式会社との間の事業契約の締結について議決をいただき、事業契約が成立いたしました。平成31年4月の入居開始に向けて施設整備を進めているところでございます。

定住促進事業の「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、平成29年度の交付実績が55件、平成30年度の申し込み件数は5月末で34件となっております。

「新婚世帯家賃補助金」につきましては、平成29年度の交付実績が30件、平成30年度の申し込み件数は5月末で8件となっております。

町内の空き家等を売りたい、貸したい人と、それを買いたい、借りたい人をマッチングさせる「基山町空家等情報登録制度（すまいるナビ）」につきましては、5月末の登録状況が、

空き家提供者 4 件、空き家の利用希望者22件となっています。

次に、産業振興関係についてでございます。

昨年 8 月に、日本タングステン株式会社と進出協定を締結いたしました超硬合金製ロータリーカッター及び半導体製造用部材の製造を行うための施設の竣工式が 4 月 18 日にとり行われ、5 月 21 日から操業開始しております。新たな製造施設の増設により、基山町からの新規雇用や、地域未来牽引企業として今後さらなる地域の経済的波及効果が期待されます。

次に、基山町ジビエ解体処理施設についてでございます。

新施設の開所式を 5 月 12 日に行いました。当日は土曜日にもかかわらず、議員の皆様を初め区長会や関係者の方々、約 60 名に御出席いただきました。会場ではイノシシ肉やエミュー肉が用意され、参加者には基山産のジビエを試食していただきました。さらに同日、地元の飲食店では「エミュー祭り」が開催され、ジビエ解体処理施設の開所を記念して、基山産のエミュー肉を使った料理が振る舞われました。今後も、地元の名物料理になるよう、飲食店の協力を得ながら取り組んでまいります。

次に、「大興善寺つつじ祭り」についてでございます。

大興善寺では、毎年恒例の「つつじ祭り」が 4 月 17 日の開園式を皮切りに、5 月 6 日まで開催されました。ことしは連日の夏日の影響で例年より開花が早く、来場者数は約 2 万 3,000 人となりました。また、5 月 3 日には基山町産業振興協議会主催による「きやま門前市」が大興善寺駐車場で開催され、町内外から 41 件の出店があり、多くの来場でにぎわいました。今後、春と秋の恒例イベントとして定着するよう努力してまいります。

次に、「J R 九州ウォーキング」についてでございます。

つつじ祭りの期間に合わせ、4 月 21 日に J R 九州ウォーキングが開催されました。今回は 939 人の参加がありました。また、基山駅から大興善寺を周遊する約 10 キロのコースでは、町内の事業者の方やボランティア団体などの皆様に接待やトイレの提供などのおもてなしに御協力いただきました。今回は交通系 I C カードを利用したポイントラリーを試験的に実施し、344 人の参加がありました。

次に、各区公民館活動の支援についてでございます。

今年度から各区公民館活動の支援を行うため、集落支援員として配置する自治会活動コーディネーター 1 名と介護保険事業で配置される生活支援コーディネーター 2 名により活動を

行っていきます。活動は、基山町社会福祉協議会を拠点に公民館活動の充実強化及び高齢者の社会参加の推進も一体的に図ってまいります。

初年度となる平成30年度の取り組みとしては、公民館活動を初め、地域活動の実態やニーズ把握及び課題整理に取り組み、活性化施策を推進及び実践することにより、地域住民の自治会活動を支援してまいります。

次に、基山町合宿所についてでございます。

新施設は、5月16日に町内外から来賓や関係者の方々約100名に御出席いただき、開所式を行いました。また、食堂施設は5月14日からプレオープンし、合宿所の運営を開始いたしました。

現在の予約状況は、町内の青少年団体やスポーツクラブ、大学のゼミなど約500人の予約を受けております。今後は、合宿、研修や観光などさまざまな目的で多くの方々に活用していただき、町の活性化につなげていきます。

次に、生涯スポーツについてでございます。

5月20日に区対抗スポーツ大会を多くの住民の参加を得て実施し、ソフトボール、ミニバレーボールともに熱戦が繰り広げられました。

大会の結果は、ソフトボールではAパートで第9区、Bパートで第8区が優勝し、ミニバレーボールではAパートで第9区、Bパートで第6区が優勝いたしました。

また、今年度から新たに地域おこし協力隊を配置し、スポーツを通じた地域振興を進めてまいります。

次に、基山町多世代交流センター憩の家についてでございます。

新施設は、桜の花が舞い散る中、4月1日に町内外から来賓や関係者の方々約50名に御出席いただき、開所式を開催し、運営を開始しました。4月の来館者は2,206人となっており、昨年より1,086人増加し、約2倍の方々に利用していただいております。今後も、利用促進を図り、町民の方に利用しやすい施設となるよう努力してまいります。

次に、保育所、放課後児童クラブの入所状況についてでございます。

保育所の入所状況につきましては、4月末現在で基山保育園220人、たんぽぽ保育園142人、小規模保育事業2カ所35人となっています。待機児童については、現在ございません。

放課後児童クラブの入所状況につきましては、4月末現在でひまわり教室が136人となっており、増室した教室と従来の2クラスをあわせ、3クラス体制で運営しております。コス

モス教室については40人となっており、2クラス体制で運営しております。

次に、子どもクラブスポーツ大会についてでございます。

4月22日に子どもクラブスポーツ大会を実施しました。総合体育館アリーナ、武道場を会場に、小学生はドッジビー、中学生はペタンクを種目として、楽しくプレーしながら熱戦が繰り広げられました。

結果につきましては、小学生が第3区、中学生は第5区が優勝しました。

次に、保育所等整備についてでございます。

基山町立保育所等の建設につきましては、基本設計の公募をプロポーザル方式にて5月14日から開始し、第1次審査選定者の技術提案書受け付けを6月22日までとしております。6月下旬に選定委員会で審査し、基本設計事業候補者を決定することとしています。

次に、家庭用合併浄化槽の設置整備事業補助についてでございます。

生活排水による河川の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水をあわせて処理する家庭用合併浄化槽の設置に補助金を交付しています。募集を4月9日から行い、現在5人槽が4件、7人槽が1件、計5件の申し込みがありました。今後も、家庭用合併浄化槽の設置整備事業補助について募集を行ってまいります。

次に、小学校の茶摘み体験学習についてでございます。

お茶摘みの体験学習は総合公園西側の茶畑で4月27日に、基山小、若基小の3年生、約120人がさが東部茶事業所お茶部会の方々の御協力のもと行うことができました。子どもたちは、手摘みの茶摘みを体験し、収穫の喜びを体感しました。

次に、全国学力・学習状況調査についてでございます。

4月17日に全国学力・学習状況調査が、学習指導要領に示されている目標や内容の実現、学習に対する意識、態度を把握し、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に実施されました。6月上旬に詳細な分析結果が公表され、それをもとに町内3校の課題と対策を検討していきます。

次に、文化財関係事業についてでございます。

基山町、鳥栖市、小郡市の各教育委員会とおのおのに所在する歴史研究団体でクロスロード歴史散歩を3月3日に基山駅から田代駅の間で行い、約140名の参加者が自治体をまわって文化遺産をめぐりました。

また、平成27年度より文化庁の補助事業で取り組んでおります「文化遺産を活かした地域

活性化事業」において、平成29年度は冊子「きやまの文化遺産を巡る～きやまの仏さま～」とマップ「契山伝説の道」を刊行し、現在配布しております。また、文化遺産ボランティアガイドと協働で3月17日には基山創作劇「八ツ並の姫～観音様になったお姫様～」のもととなった八ツ並長者伝説をめぐる歴史散歩を行い、46名の参加者が田代の安昌寺までの八ツ並長者伝説にまつわる文化遺産をめぐるしました。

次に、図書館についてでございます。

基山町立図書館は、4月1日に開館2周年を迎えました。開館2周年を記念いたしまして、プラバンキーホルダーづくりや、市丸フミさん、ヒーリングオカリナさんによるミニコンサートなどを行いました。

4月23日から5月12日の「こども読書週間」の事業として、25年以上読み続けられている絵本の展示、5月5日に「こども映写会」、5月12日に「まあまぼけっとスペシャルお話し会」を行いました。

また、5月26日には、開館からの入館者が30万人を達成しました。30万人目の利用者の方に花束と記念品を贈り、利用者の方々とともに30万人の達成を祝いました。

今後とも、知・学・交流の拠点事業として魅力ある図書館づくり、町民の方から親しまれる図書館づくりを推進してまいります。

次に、寄附金の報告についてでございます。

基山町ゴルフ協会様より3月8日に8万円、基山町大字宮浦・井上正春様より3月19日に3万円、基山町育英資金貸付基金への寄附がありましたので、受領しました。

また、佐賀東信用組合様より4月12日に1万9,000円、「まち・ひと・しごと創生に関する連携協定書」に基づき、「子育てに係る事業」への寄附がありましたので、受領しました。

次に、企業版ふるさと納税の報告についてでございます。

平成29年度に11社の企業より12件、1,990万円の寄附をいただきました。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

平成29年度では4万5,106件、10億9,222万円の寄附金をいただきました。これを平成28年度と比較しますと、件数で約3.4倍、金額で約1.9倍となっています。また、平成30年度につきましては、4月には2,391件、5,367万円の寄附申し込みをいただいております。

以上をもちまして、町政報告を終わらせていただきます。

日程第４～14 議案第22号、議案第20号、議案第24号、議案第21号、議案第23号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、報告第２号、報告第３号

○議長（品川義則君）

日程第４．議案第22号から日程第12．議案第28号まで及び日程第13．報告第２号、日程第14．報告第３号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、平成30年第２回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は条例案件が４件、指定管理者案件１件、協議案件１件、予算案件３件、報告事項２件を上程しております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第20号 基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。

基山町地域優良賃貸住宅の整備に伴い、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の維持管理をするための財源に充てるため、「基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第21号 基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、設備投資に対する固定資産税の課税免除を実施することにより、地域経済を牽引する事業を支援し、町の成長発展の基盤強化を図る……（「議長、これは議事日程と違うことを言いよっちゃろう、町長。22号から……」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

22号からです。（「よか」「町長は20号から」「20号もあわせて説明……」「いやいや、22号から」と呼ぶ者あり）鳥飼議員、提案理由説明はいただきますけれども、詳細説明だけ

続けて関連の22、20、日程どおりさせていただきたいと思うんですけれども、よろしいですか。（「議事日程は22号から」と呼ぶ者あり）しておりますけれども、じゃ、済みません、議事日程の、町長、議案第22号からもう一回お願いいたします。よろしいですか。（「22号からしてもらわんと」と呼ぶ者あり）

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、順番の入れかえをさせていただきまして、まず、議案第22号 基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の制定についてでございます。

子育て世帯等の定住促進を図ることを目的に、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅を設置するため、「基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第20号 基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。

基山町地域優良賃貸住宅の整備に伴い、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の維持管理をするための財源に充てるため、「基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第24号 基山町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定についてでございます。

平成31年4月1日から公の施設としてアモーレ・グランデ基山を開設するに伴い、当該施設を効果的に管理運営する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきます。

次に、議案第21号 基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、設備投資に対する固定資産税の課税免除を実施することにより、地域経済を牽引する事業を支援し、町の成長発展の基盤強化を図るため、「基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきます。

次に、議案第23号 基山町税条例等の一部改正についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に、生産性向上特別措置法が平成30年5月23日に公布され、地方税のたばこ税の税率に関する規定等が改正されることに伴い、基山町税条例等を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきます。

次に、議案第25号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更についてでございます。

組織団体の数の増減に伴う組織規約の変更を行う際には、全組織団体の協議によりこれを定め、県知事に届け出ることになっており、その協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第26号から議案第28号までは、平成30年度の各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第26号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第2号）につきましては、今回、補正予算として1億6,414万2,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は、歳入歳出とも76億2,556万8,000円となります。

また、今回、基山町民会館指定管理料及び基山町体育施設指定管理料の債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、地方創生推進交付金事業についてでございます。

今年度、新たに取り組むスマートウェルネス事業については、健康食材を活用した商品の開発事業や健康増進計画の策定事業、健幸のまち普及啓発事業などが国の地方創生推進交付金事業として採択され、事業費を追加するものでございます。補正額は869万4,000円でございます。

次に、都市再生整備計画事業についてでございます。

これはハード事業としまして、基山駅の駅前広場の改修と街なみ案内サインの設置を行うものでございます。またソフト事業といたしまして、空き店舗活用チャレンジショップ事業と商店街にぎわいづくり事業を行うものでございます。これらの国の事業採択により、事業費の追加をするものでございます。補正額は5,250万円でございます。

次に、本桜・城の上線道路改良工事、跨線橋（鹿児島本線）橋梁補修事業負担金、橋梁補修工事についてでございます。

これは国庫補助金の内示額により事業費を追加するものでございます。補正額はそれぞれ、2,504万8,000円、2,087万1,000円、891万4,000円でございます。

次に、公園施設長寿命化工事についてでございます。

これも、国庫補助金の内示額により事業費を追加するものでございます。補正額は470万円でございます。

以上、概要について申し上げましたが、他の内容につきましては担当課長から説明いたします。

議案第27号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回、補正予算として193万1,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも20億3,060万4,000円になります。

なお、補正予算の内容は、人事異動によります人件費の増額でございます。

議案第28号 平成30年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、今回、補正予算として110万6,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は5億4,118万7,000円になります。

なお、補正予算の主な内容は、人事異動によります人件費の減額でございます。

最後に、報告事項についてでございます。

今回は2件でございます。報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号 基山町土地開発公社の事業報告についてでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上、説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に、担当課長の詳細説明を求めます。

議案第22号、議案第20号、議案第24号の詳細説明を求めます。長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

おはようございます。私のほうから議案第22号、第20号、第24号につきまして、一括して御説明を申し上げます。順次、御説明いたします。

まず、議案第22号 基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の制定について、詳細説明をいたします。

議案書 6 ページをお願いいたします。

この条例は、子育て世帯等の定住促進を図ることを目的に、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅を設置するため、条例を制定するものでございます。

第 1 条では、条例の趣旨として地域優良賃貸住宅の設置及び管理について、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び地方自治法並びにこれらに基づく法令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとしております。

第 2 条では、用語の定義として、国土交通省が定める地域優良賃貸住宅制度要綱の規定に準拠する内容としております。

第 3 条では、地域優良賃貸住宅及び共同施設の設置について定めております。

地域優良賃貸住宅の名称はアモーレ・グランデ基山、位置は基山町大字宮浦160番地 2 としております。

議案書 7 ページをお願いいたします。

第 4 条、入居者の資格として、子育て世帯または新婚世帯、その他町長が必要と認める世帯であることのほか、同居親族がある者であること等を定めております。

第 5 条では、家賃の決定及び変更について定めております。

第 6 条では、指定管理者の管理について定めております。

第 7 条では、指定管理者の指定について、P F I 法の規定により選定した事業者を議会の議決を経て指定管理者として指定することができる旨を定めております。

第 8 条では、指定管理者が行う業務の範囲について定めております。

議案書 8 ページでございます。

第 9 条は、委任規定となっており、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

最後に、附則におきましてこの条例の施行日を、平成31年 4 月 1 日とし、この条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為については、準備行為としてこの条例の施行日前においても行うことができるとしております。

なお、議案資料 3 ページから11ページに、基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例施行

規則案の本文を掲載しております。

また、追加資料としまして、追加資料 1 ページに子育て世帯及び新婚世帯の定義となります地域優良賃貸住宅制度要綱の抜粋を、それから、追加資料 2 ページに施行規則案に定めますアモーレ・グランデ基山の家賃設定の根拠資料をそれぞれ掲載して……

○議長（品川義則君）

長野課長、追加資料まだいただいていませんよ。

○定住促進課長（長野一也君）

申しわけありません。議案資料 3 ページから 11 ページの条例施行規則案の本文を掲載しておりますので、お目通しお願いいたします。

以上で議案第 22 号 基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の制定について、詳細説明を終わります。

引き続きまして、議案第 20 号 基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、詳細説明をいたします。

議案書 1 ページをお願いいたします。

この条例は、基山町地域優良賃貸住宅の整備に伴い、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の維持管理をするための財源に充てるため、条例を制定するものでございます。

第 1 条では、基金の設置について定めております。

第 2 条では、基金の積み立てについて定めております。

第 3 条では、基金の運用を含めました管理の方法について定めております。

第 4 条では、基金の運用益金の処理について定めております。

第 5 条では、基金に属する現金の繰りかえ運用について定めております。

第 6 条では、基金の処分として、地域優良賃貸住宅の修繕、改良及び管理に要する経費として必要があると認めるときに基金の処分ができるとしております。

議案書 2 ページをお願いいたします。

第 7 条は、委任規定となっており、基金に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

最後に、附則において、この条例の施行日を平成 31 年 4 月 1 日としております。

以上で議案第 20 号 基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例の制

定について、詳細説明を終わります。

引き続きまして、議案第24号 基山町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定について、詳細説明をいたします。

議案書21ページをお願いいたします。

今回の議案は、平成31年4月1日に開設する地域優良賃貸住宅、アモーレ・グランデ基山の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称は、アモーレ・グランデ基山でございます。

指定管理者となる団体は、タウンプランニング株式会社。

指定の期間は、平成31年4月1日から平成61年3月31日までの30年間でございます。

指定管理者選定の経過につきましては、議案資料により説明いたします。

議案資料37ページをお願いいたします。

4月の臨時議会にて議決をいただきました基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業の仮契約書の写しを添付しております。

今回の指定管理者の指定につきましては、その契約相手方であります選定事業者、タウンプランニング株式会社につきまして、既にPFI法の規定に基づき、PFI事業者としての募集及び選定が行われておりますため、今回上程しております基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例案第7条の規定にのっとり、指定管理者として指定するものでございます。

議案資料38ページをお願いいたします。

指定管理者となるタウンプランニング株式会社の概要でございます。

同社の構成企業となっております維持管理企業のユーミーコーポレーション株式会社及び運営企業の株式会社九州PFIクリエイトが、維持管理等を行っている地域優良賃貸住宅について掲載しております。

続いて、議案資料39ページをお願いいたします。

タウンプランニング株式会社から提出された指定管理者指定申請書の写しでございます。

以上で、議案第24号 基山町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定について、詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（品川義則君）

議案第21号の詳細説明を求めます。毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

それでは、議案第21号 基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

この条例につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づきまして、承認地域経済牽引事業計画に従って行われます地域経済牽引事業のための施設のうち、対象施設を設置する事業者に対しまして固定資産税の課税免除をすることについて条例を制定するものでございます。

第1条では条例の趣旨、第2条では用語の定義を定めております。

4ページをお開きください。

第3条では固定資産税の課税免除となる要件、第4条では固定資産税の課税免除の期間及び額について定めております。

第5条では、課税免除を受けるために町長の承認が必要な旨、第6条では、町長が承認を受けた事業者に対しまして必要な報告を求めることができるとしまして、第7条では、承認の取り消しについて定めております。

第8条では、条例の適用除外としまして、基山町企業立地促進等に関する条例に基づく企業立地奨励金を受けるものは適用しない旨を定めております。

続きまして、第9条では委任について、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるものとして、手続に必要な様式等を定めております。

最後に、附則では、この条例の施行日を公布の日からとしております。

以上で議案第21号 基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

議案第23号の詳細説明を求めます。寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

議案第23号 基山町税条例等の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

議案書は9ページ、議案資料は12ページからでございます。

議案資料のほうで御説明させていただきますので、議案資料12ページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、本年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律、また同年5月23日に公布された生産性向上特別措置法に基づき、町税条例等を改正するものでございます。

主な改正内容について御説明させていただきます。

まず、個人住民税でございます。

個人住民税につきましては、平成29年度税制改正大綱において取りまとめられた基本的方向性に沿って見直しが進められているところでございます。平成30年度税制改正においては、その基本的方向性に沿って次のとおり個人所得課税の見直しのほうが行われております。

1点目は、給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除に控除額の一部を振りかえるものでございます。

2点目は、給与所得控除等の見直しでございます。給与所得控除が上限となる給与収入を1,000万円から850万円に引き下げる改正でございます。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、子育てや介護を行っている方には負担増が生じないような措置が講じられるものでございます。

3点目といたしまして、公的年金等控除の見直しでございます。公的年金等控除に上限額を設けるとともに、年金以外の所得金額が高い場合には、控除額が引き下げるものとなっております。

4点目として、基礎控除の見直しでございます。生活に十分余裕のある高所得者には措置する必要はないという考えに基づき、特に高額な所得がある納税義務者に係る基礎控除について、控除額が逡減、消失する仕組みを設けるものでございます。

5点目として、給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除へ振りかえに伴う調整でございます。議案資料18ページのほうをお願いいたします。

給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除に振りかえを行うことにより控除対象となる配偶者等の適用範囲に影響を及ぼさないように、配偶者等控除の見直し、また、住民税の非課税の基準額の見直しのほうを行っているところでございます。

議案資料13ページをお願いいたします。

今まで説明させていただいた個人所得課税の見直しに伴う個人住民税に係る町税条例の改正の施行期日は、平成33年1月1日となっております。

続きまして、固定資産税でございます。

生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援として、生産性向上特別措置法の規定による市町村計画に基づき、平成33年3月31日までに取得した一定の設備について、わがまち特例を導入し、町税条例にその特例率を規定するものでございます。

町税条例では、町内の中小企業の設備投資を促進し、地域経済の一層の活性化を図る目的から特例率をゼロとしております。施行期日は、生産性向上特別措置法の施行日からとなっております。

続きまして、町たばこ税でございます。

たばこ税につきまして、1点目といたしましてたばこ税率の引き上げでございます。高齢化の進展による社会保障関係費等の増加もあり、国、地方では厳しい財政事情にあることを踏まえて、たばこ税の負担水準を見直す改正でございます。

議案資料19ページをお願いします。

今回のたばこ税の税率の引き上げに当たりましては、消費者や葉たばこ農家、たばこ小売店等への影響や市場産業への中期的な影響、国民の健康増進の観点などを総合的に勘案して、消費者、たばこ関係事業者の予見可能性を高めるために1本当たり1円ずつ、3回に分けて段階的に改正を実施することとなっております。

1本当たり1円ずつ、計3円の税率引き上げ分だけを小売価格に反映した場合に、現在20本入りの紙巻きたばこの販売価格は440円だった場合に、平成33年10月1日時点での改正後には500円となるような形となります。

また、平成31年4月1日に予定している旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の引き上げを、平成31年10月1日に延期する改正がされたことに伴い、町税条例等の一部改正する条例を改正しております。

2点目といたしまして、加熱式たばこの課税方式の見直しでございます。

近年、急速に市場が拡大している加熱式たばこについては、加熱式たばこと紙巻きたばこの間や、加熱式たばこ間に大きな税率格差が存在することから、その製品特性を踏まえた課税方式への見直しを段階的に5回に分けて行うものでございます。

議案資料21ページのほうに旧課税方式と新課税方式について記載させていただいております。

紙巻きたばこ以外の製造たばこは、重量をもって紙巻きたばこの本数に換算することと現

在なっておりますが、新課税方式では、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算することとなります。なお、課税方式の見直しにつきましては、急激な税負担の変化が及ぼす企業や消費者等への影響にも一定の配慮を行う趣旨から、段階的に５回に分けて行うものでございます。

次に、議案資料21ページからの新旧対照表で改正上の重立ったところを御説明させていただきます。

議案資料21ページをお願いいたします。

今回の改正は、条立ての改正となっております。

第１条、基山町税条例の一部改正でございます。

第24条第２項につきましては、個人住民税の障害者等に対する非課税措置の所得要件を125万円から135万円へ変更する改正でございます。

第３項につきましては、個人住民税の均等割非課税限度額引き上げ分等に伴う改正でございます。

議案資料22ページをお願いいたします。

第34条の２は基礎控除に、第34条の６は調整控除に所得要件を設ける改正でございます。

議案資料24ページをお願いいたします。

第92条は、製造たばこの区分を新たに創設したことに伴う改正でございます。

議案資料25ページをお願いいたします。

第93条の２は、製造たばことみなす地方税法の規定の新設に伴う改正でございます。

第94条は、加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの換算方法の変更に伴う改正でございます。

議案資料28ページをお願いいたします。

第95条につきましては、たばこ税の税率を改正するものでございます。

議案資料29ページのほうをお願いいたします。

附則第５条は、個人町民税の非課税限度額の引き上げに伴う改正でございます。

附則第10条の２は、固定資産税の特例措置の創設に伴う改正でございます。

議案資料30ページをお願いいたします。

第２条、基山町税条例の一部改正から、議案資料32ページの第５条、基山町税条例の一部改正までにつきまして、第94条につきましては、加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの換算方法の変更に伴う改正でございます。

議案資料34ページをお願いいたします。

第6条、基山町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございますが、平成27年度税制改正により、平成31年4月1日に予定している旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の引き上げを平成31年10月1日に延期する改正に伴う改正でございます。

今、御説明させていただいた以外の条につきましては、控除対象配偶者の定義変更に伴う改正、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務化、条ずれ、項ずれの対応等でございます。

なお、議案資料の13ページから16ページに第1条改正から第6条改正までの各条の施行期日等を掲載しておりますので、御確認のほどよろしくをお願いいたします。また、議案書の新たな部分につきましても後もってお目通しのほうをお願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

議案第25号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

それでは、議案第25号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について説明をさせていただきます。

議案書22ページをお願いいたします。

今回の協議につきましては、佐賀県において策定された佐賀県のごみ処理広域化計画に基づき、佐賀県東部ブロックとして鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町で新たな一部事務組合を設置し、ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理することと決定をされたところでございます。

当該施設組合では、公務通勤災害に対して安定的な補償対応や認定補償事務の負担軽減のため、佐賀県市町総合事務組合に加入し、共同処理するものでございます。そのため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容は、議案書23ページ及び議案資料40ページ、41ページにございますように、佐賀県東部環境施設組合を追加するものでございます。また、施行日は県知事の許可のあった日からとなっております。詳細説明につきましては以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

議案第26号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

それでは、議案第26号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

議案書の24ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ1億6,414万2,000円を追加し、予算総額を76億2,556万8,000円とするものでございます。

議案書25ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、13款 国庫支出金に6,634万1,000円、14款 県支出金に552万7,000円、17款 繰入金に4,400万円、20款 町債に5,090万円の増額をお願いし、19款 諸収入に264万5,000円の減額をお願いしております。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。

歳出につきましては、6款 農林水産業費に945万5,000円、7款 商工費に632万7,000円、8款 土木費に1億4,810万4,000円、10款 教育費に468万5,000円の増額をお願いし、4款 衛生費に298万1,000円、9款 消防費に409万1,000円の減額をお願いしております。

また、14款 予備費を86万円増額することで調整を図らせていただいております。

28ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

基山町民会館指定管理及び基山町体育施設指定管理につきましては、今年度が現行の基本協定の最終年度となりますので、来年度以降の両施設の指定管理に係るものとして、期間が平成31年度から平成35年度までの5カ年、限度額をそれぞれ1億9,297万7,000円、1億9,799万4,000円の設定をお願いするものでございます。こちらの積算につきましては、議案資料の64ページから67ページに掲載をさせていただいておりますので、後もってお目通しをお願いいたします。

議案書29ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

今回、新たに都市再生整備計画事業として2,530万円の追加をお願いしております。これ

は駅前広場改修工事と街なみ案内サイン工事に係るものでございます。

次に、変更分でございますが、国の交付額内示に伴う事業費の増減により、総合体育館の劣化改修に係る公園整備事業を260万円増の1,800万円に、本桜・城の上線や三国・丸林線、三国踏切道、J R 跨線橋などに係る道路整備事業を2,970万円増の5,430万円に変更をお願いしております。

防災基盤整備事業は、Jアラートの機器更新などに伴い、210万円増の460万円に、緊急防災減債事業につきましては、一部を防災基盤整備事業に振りかえるため、40万円減の230万円に変更をお願いしております。

30ページをお願いいたします。

白坂久保田2号線及び三国・丸林線の改良に係る地方創生基盤整備事業では、290万円減の2,280万円に変更をお願いしております。内示に伴う事業費の減によるものでございます。

次に、廃止分でございますが、公営住宅建設事業につきましては、国の事業採択がなされなかったことによるものでございます。

それでは、内容につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

13款．国庫支出金、1項．国庫負担金、1目．民生費国庫負担金、1節．児童福祉費負担金に、子どものための教育・保育給付費負担金として160万円の増額をお願いしております。これは認定こども園の公定価格の増額及び利用者増の見込みによるものでございます。

4ページをお願いいたします。

2項．国庫補助金です。この項の今回の補正は、国の内示に伴い、事業費の増減を行うことによるものでございます。

3目．土木費国庫補助金、1節．道路橋梁費補助金に、社会資本整備総合交付金3,689万円の増額をお願いしております。これは本桜・城の上線や三国・丸林線、三国踏切道、J R 跨線橋などに係るものでございます。

2節．都市計画費補助金では、公園分として285万円の増額をお願いしております。これは総合体育館の劣化改修に係るものでございます。

次に、都市再生整備計画事業分として、新たに1,960万円の追加をお願いしております。これは駅前広場改修工事や街なみ案内サイン工事、空き店舗活用チャレンジショップ事業、

商店街にぎわいづくり事業に係るものでございます。

4 節．住宅費補助金では573万4,000円の減額をお願いしております。本桜団地の外壁等の改修に係るものでございます。

8 目．総務費国庫補助金、1 節．総務費補助金では、地方創生推進交付金事業の事業費増により270万2,000円の増額をお願いしております。また、P F I 事業の中で行う旧庁舎解体に係る分として、社会資本整備総合交付金に820万1,000円の増額をお願いしております。

5 ページをお願いいたします。

14款．県支出金、1 項．県負担金、1 目．民生費県負担金、1 節．児童福祉費負担金に施設型給付費負担金として178万円の増額をお願いしております。これは国庫と同様、認定こども園の公定価格の増額及び利用者増の見込みによるものでございます。

6 ページをお願いいたします。

14款．県支出金、2 項．県補助金、1 目．総務費県補助金、6 節．地域活性化事業費補助金に、さが未来スイッチ交付金280万9,000円の増額をお願いしております。これは民俗芸能を活用した地域活性化事業や多世代交流拠点活用事業、第4区、第10区自治会の備品の購入助成に係るものでございます。

3 目．衛生費県補助金、2 節．環境衛生費補助金では、内示額の増により浄化槽設置整備事業補助金99万6,000円の増額をお願いいたしております。

8 ページをお願いいたします。

16款1 項．寄附金、4 目1 節．民生費寄附金に児童福祉寄附金1 万9,000円の追加をお願いしております。これは佐賀東信用組合からの子育て応援のための寄附金でございます。

9 ページをお願いいたします。

17款．繰入金、1 項．基金繰入金、2 目1 節．財政調整基金繰入金に2,000万円の増額をお願いし、また、10目1 節．ふるさと応援寄附基金繰入金に2,400万円の増額をお願いしております。

10ページをお願いいたします。

19款．諸収入、1 項．延滞金、加算金及び過料、2 目1 節．加算金に障害児入所給付費等過年度返還金加算金として、47万7,000円の追加をお願いしております。これは不正請求に伴う給付金返還に伴うものでございます。

11ページをお願いいたします。

4 項. 受託事業収入、2 目. 教育費受託事業収入、1 節. 文化財調査受託事業収入に夜水遺跡発掘調査受託事業収入として363万円の追加をお願いしております。宅地開発に伴うものでございます。

12ページをお願いいたします。

5 項 3 目 2 節. 雑入に、退団者数の減により消防団員退職報償金432万1,000円の減額をお願いしております。

次に、コミュニティ助成事業補助金470万円の追加をお願いしております。第9区、第12区自治会の備品の購入助成に係るものでございます。

次に、障害児入所給付費等過年度返還金として119万4,000円の追加をお願いしております。これは不正請求に伴う給付費の返還金でございます。

次のスポーツ振興くじ助成金は、町営テニスコート改修と総合体育館のトレーニング機器に係るものですが、当初予算では補助率を80%と見込んでおりましたが、補助率が64%となり、819万8,000円の減額をお願いしております。

13ページをお願いいたします。

20款. 町債につきましては、第3表 地方債補正で御説明をさせていただいたとおりでございます。補正額といたしましては、合計で5,090万円の増額をお願いいたしております。

続きまして、歳出でございます。14ページ以降でございます。

この14ページ以降の歳出では、2 節. 給料、3 節. 職員手当等、4 節. 共済費につきましては、4 月の人事異動によるものがほとんどでございます。

16ページをお願いいたします。

2 款. 総務費、1 項. 総務管理費、5 目. 財産管理費、11 節. 需用費に修繕料99万7,000円の増額をお願いしております。これは庁舎電気設備の高圧器中開閉器の機器更新と浄化槽原水ポンプ取りかえ修繕に係るものでございます。

17ページをお願いいたします。

6 目. 企画費の17 節. 公有財産購入費に P F I 事業に伴う家屋購入費820万1,000円の増額をお願いしております。旧庁舎解体に係る国からの交付金を S P C へ支払うものでございます。

19 節. 負担金補助及び交付金に、第9区、第12区自治会への備品の購入助成に係るものとしてコミュニティ助成事業補助金470万円の追加をお願いしております。

また、さが未来スイッチ交付金28万円の追加をお願いしており、これは第4区、第10区自治会への備品の購入助成に係るものでございます。

14目．防災諸費、13節．委託料に、Jアラート更新業務委託料243万6,000円の増額をお願いしております。Jアラートの機器更新に係るものでございます。

少し飛びまして、21ページをお願いいたします。

3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費でございます。13節．委託料にD I Yサポーター養成講座委託料48万6,000円の追加をお願いしております。これは多世代交流拠点活用事業として行うもので、D I Yサポーター養成を目的としたものでございます。

また、18節．備品購入費に憩の家の施設備品の購入費として121万1,000円の追加をお願いしております。D I Yとこの分につきましては、さが未来スイッチ交付金を活用した事業でございます。

次に、28節．繰出金では、国民健康保険特別会計繰出金193万1,000円の増額をお願いしております。4月の人事異動に伴うものでございます。

22ページをお願いいたします。

5目．防犯対策費、15節．工事請負費に防犯カメラ設置工事64万4,000円の増額をお願いしております。駅前広場改修に伴う防犯カメラの移設及び新設に係るものでございます。

23ページをお願いいたします。

3款．民生費、2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費、20節．扶助費に施設型給付費550万4,000円の増額をお願いしております。認定こども園の公定価格の増額及び利用者増の見込みによるものでございます。

24ページをお願いいたします。

4款．衛生費、1項．保健衛生費、4目．健康増進費、13節．委託料に健康増進計画策定業務委託料250万円の追加をお願いしております。地方創生推進交付金事業で行うものでございます。

27ページをお願いいたします。

7款1項．商工費、1目．商工総務費、13節．委託料に空き店舗活用チャレンジショップ業務委託料100万円、商店街にぎわいづくり業務委託料100万円の追加をお願いしております。都市再生整備計画事業のソフト事業で実施するものでございます。また、健康商品開発を行うためのきやま健康プロジェクト業務委託料300万円の追加をお願いしております。これは

地方創生推進交付金事業で行うものでございます。

28ページをお願いいたします。

8 款. 土木費、1 項. 土木管理費、1 目. 土木総務費、7 節. 賃金に117万7,000円の追加をお願いしております。1 級建築士の資格を有する者の雇い入れを予定いたしております。

29ページをお願いいたします。

2 項. 道路橋梁費、1 目. 道路維持費、11節. 需用費に修繕料143万2,000円の増額をお願いしております。

また、15節. 工事請負費に田原 1 号線、箱町・麦尾線、神の浦12号線に係るものとして、町道維持・補修工事1,749万6,000円の増額をお願いしております。

次に、2 目. 道路新設改良費では、13節. 委託料に三国・丸林線道路改良設計業務委託料500万円、駅前広場改修工事設計業務委託料250万円の増額をお願いしております。

15節. 工事請負費では、箱町・麦尾線、基山駅前線に係る町道舗装補修工事758万円の増額、三国・丸林線道路改良工事57万1,000円の増額、本桜・城の上線道路改良工事2,504万8,000円の増額、花町橋に係る橋梁補修工事891万4,000円の増額、白坂久保田 2 号線道路改良工事344万9,000円の減額、そして新たに駅前広場改修工事3,200万円、街なみ案内サイン工事1,600万円を追加し、合計で8,666万4,000円の増額をお願いしております。

次に、19節. 負担金補助及び交付金では、J R への負担金として跨線橋橋梁補修事業負担金2,087万1,000円及び踏切道改良事業負担金300万円の増額をお願いしております。

また、22節. 補償補填及び賠償金では、白坂久保田 2 号線の道路改良に伴う東部水道企業団への物件等移転補償費として613万1,000円の追加をお願いしております。

30ページをお願いいたします。

3 項. 都市計画費、3 目. 公園費では、総合体育館の劣化改修に係るものとして、13節. 委託料に公園施設長寿命化工事監理業務委託料100万円、15節. 工事請負費に公園施設長寿命化工事470万円の増額をお願いしております。

31ページをお願いいたします。

5 項. 住宅費、1 目. 住宅管理費では、内示額の減により、15節. 工事請負費に町営住宅長寿命化工事550万円の減額、19節. 負担金補助及び交付金に耐震事業費補助金69万円の減額をお願いしております。

32ページをお願いいたします。

9款1項. 消防費、2目. 非常備消防費、8節. 報償費に退団者数の減により、消防団員退職報償金432万2,000円の減額をお願いしております。

36ページをお願いいたします。

10款. 教育費、4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費、12節. 役務費に合宿所PRのためのリーフレットの郵送代として通信運搬費80万円の増額をお願いしております。

次に、3目. 文化財保護費では、夜水遺跡発掘調査受託事業に係るものとして、7節. 賃金に作業員賃金294万5,000円や、13節. 委託料に空中写真撮影委託料26万円などの追加をお願いしております。

37ページをお願いいたします。

18節. 費品購入費では、文化財備品324万4,000円の追加をお願いしております。これはさが未来スイッチ交付金を活用し、組み立て式の観覧席を整備するものでございます。

次に、5目. 文化振興費、13節. 委託料に健幸のまち普及拡大業務委託料278万2,000円の追加をお願いしております。地方創生推進交付金事業を活用し、町のオリジナルソング作成などを行うものでございます。

39ページをお願いいたします。

最後に、14款. 予備費でございます。今回、86万円を増額し、調整を図らせていただいております。

以上で平成30年度基山町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

報告第2号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。

議案書の36ページをお願いいたします。

平成29年度基山町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成30年度に繰り越しをしておりますので、繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

議案書37ページをお願いいたします。

繰越明許費の繰越計算書でございます。

本年の第1回定例会におきまして繰越明許のお願いをしておりました開発行為区域内道路整備補助金を初めとして全7つの事業につきましては、繰越額とその財源内訳を表記させていただきます。

財源内訳の既収入特定財源につきましては、平成29年度中に既に収入している財源でございますけれども、基山中学校校舎大規模改造事業にふるさと応援寄附基金繰入金を計上しております。

未収入特定財源につきましては、国県支出金、地方債及び一般財源でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（品川義則君）

報告第3号の詳細説明を求めます。長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

それでは、報告第3号 基山町土地開発公社の事業報告について御説明いたします。

説明につきましては、報告第3号資料により御説明いたします。

報告内容につきましては、要点のみを申し上げますので、御了承のほどよろしく御願いいたします。

まず、資料1ページをお願いいたします。

平成29年度基山町土地開発公社の事業報告でございますけれども、平成29年度におきましては、用地の買収及び売却はございませんでした。また、理事会の開催状況及び庶務に関する事項につきましては、3ページ以降に記載のとおりでございますので、お目通しください。

次に、6ページでございます。

平成29年度基山町土地開発公社の決算について御説明いたします。

7ページの1. 収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、決算額の合計1,966円となっております。これは事業外収益の受取利息と補助金等事業収益でございます。

また、支出の部におきまして、決算額の合計7万2,624円となっておりますが、これは販売費及び一般管理費でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。収入の部、支出の部ともにゼロとなっております。

次に、9ページでございます。

こちらは平成29年度の損益計算書でございます。

3の販売費及び一般管理費は7万2,624円、4の事業外収益は受取利息315円、補助金等事業収益1,651円となっております。

1の事業収益ゼロ円と4の事業外収益1,966円を加算した額、1,966円から2の事業原価ゼロ円、3の販売費及び一般管理費7万2,624円、5の事業外費用ゼロ円を差し引きますと、今回の当期損失は7万658円となります。

次に、10ページでございます。

平成29年度の貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産として普通預金、定期預金、未収利息及び公有用地の計1億2,310万388円、また、固定資産として器具備品と減価償却累計額の差し引き計が1円となっており、資産の合計は1億2,310万389円となっております。

次に、11ページでございます。

負債の部として、流動負債として4万6,349円、固定負債として長期借入金、土地開発基金借入金でございますが、8,021万4,000円となっておりまして、負債の合計は8,026万349円となっております。

次に、12ページでございます。

資本の部は、基本金が150万円、準備金である前期繰越準備金4,141万698円、当期損失7万658円の資本合計4,284万40円となり、負債資本合計、計1億2,310万389円となっております。

次に、13ページでございます。

平成29年度キャッシュ・フロー計算書でございます。

これは現金及び現金同等物につきまして、事業活動、投資活動、財務活動によるキャッシュ・フローの結果として、その増加額及び減少額を計算し、それを期首残高に加えたものが期末残高となっております。

事業活動によるキャッシュ・フローは、2万4,624円の減少となっております。

固定資産の取得及び売却はありませんでしたので、投資活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

また、借り入れや返済に係る現金の出入りもありませんでしたので、財務活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

平成29年度の現金及び現金同等物について、2万4,624円の減少となっており、平成30年3月31日現在の現金及び現金同等物の期末残高は4万6,349円となっております。

次に、14ページでございます。

こちらは平成30年3月31日現在における基山町土地開発公社の財産目録でございます。

まず、1. 流動資産につきましては、普通預金4万6,349円、定期預金150万円、未収利息315円と公有用地1億2,155万3,724円で、流動資産計1億2,310万388円でございます。

次に、2. 固定資産の計が1円でございますので、資産の合計は1億2,310万389円となっております。

次に、3. 流動負債が未払金の4万6,349円となっております。

次に、4. 固定負債が長期借入金8,021万4,000円となっており、5. 基本金が150万円ありますので、6. 差引純財産が4,134万40円となっております。

次に、15ページでございます。

平成29年度監査報告書でございます。

さきの4月26日、当役場会議室におきまして平成29年度の基山町土地開発公社の財産の状況及び理事の業務の執行状況につきまして監査が実施され、監事より監査報告をいただいております。

なお、16ページ以降は関係資料でございますので、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、飛びまして27ページでございます。

平成30年度基山町土地開発公社会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

収入につきましては、公有地取得事業収益に1億2,155万4,000円の増額をしております。内容につきましては、町による土地開発公社保有土地の買い戻しによる収入となります。

また、支出につきましては、公有地取得事業原価として1億2,155万4,000円の増額をしております。

次に、28ページの資本的収入及び支出でございます。

支出につきましては、長期借入金の返還金として8,021万4,000円の増額をしております。

なお、29ページ以降は関係資料でございますので、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、飛びまして32ページでございます。

平成30年度基山町土地開発公社予定損益計算書でございます。

収益の部で公有地取得事業収益の1億2,155万3,724円、事業外収益の9万5,424円を計上

させていただきます。

また、費用の部で公有地取得事業原価の1億2,155万3,724円、販売費及び一般管理費に9万5,424円を計上しております。

当期損失としてゼロ円を計上しております。

次に、33ページでございます。

平成30年度基山町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部は、流動資産である普通預金、定期預金及び公有用地の計4,284万39円、固定資産である器具備品、減価償却累計額の計1円の資産合計4,284万40円となっております。

次に、負債及び資本の部でございます。

負債及び資本の部は、基本金が150万円、準備金である前期繰越準備金4,134万40円となりまして、合計4,284万40円となっております。

次に、34ページでございます。

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度基山町土地開発公社予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

事業活動によるキャッシュ・フローは1億2,155万3,724円の増加となっております。

また、投資活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

また、借入や返済に係る現金の出入りとしましては、財務活動によるキャッシュ・フローは長期借入金の返済による支出を予定しておりますので、マイナス8,021万4,000円となっております。

平成30年度の現金及び現金同等物は4,133万9,724円の増加となっており、平成31年3月31日現在で現金及び現金同等物の期末残高は4,134万39円（293ページで訂正）となっております。

次に、35ページでございます。

平成30年度基山町土地開発公社資金計画の変更についてでございます。

受入資金を1億2,165万1,315円、支払資金を8,031万1,000円と変更したため、差し引きは4,134万315円となっております。

以上をもちまして、基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

本日の会議は以上をもちまして散会します。

～午前11時5分 散会～